

内閣委員会議録第二十二号

昭和三十一年三月七日(水曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 山本 采吉君

理事 大平 正芳君 理事 高橋 等君

理事 保科 善四郎君 理事 受田 新吉君

江崎 眞澄君 大坪 保雄君

大村 清一君 北 吟吉君

小金 義照君 椎名 隆吉君

辻 政信君 床次 徳二君

福井 順一君 眞崎 勝次君

官澤 鳳勇君 栗山 博君

山本 正一君 横井 太郎君

西ヶ久保重光君 飛鳥田一雄君

石橋 政嗣君 稻村 隆一君

西村 力弥君 細田 綱吉君

森 三樹二君

出席國務大臣

法務大臣 牧野 良三君

國務大臣 清瀬 一郎君

厚生大臣 小林 英三君

出席政府委員

法制局次長 高辻 正巳君

法務政務次官 松原 一彦君

検事(矯正局長) 渡部 善信君

委員外の出席者

議員 岸 信介君

議員 山崎 巖君

専門員 安倍 三郎君

三月七日

昭和三十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(内閣提出第一〇一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

憲法調査会法案(岸信介君外六十名提出、衆議院第一号)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)(参議院送付) 厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号)

○山本委員長 これより会議を開きます。

憲法調査会法案を議題とし、質疑を続行いたします。通告がありますので、順次これを許します。西ヶ久保君。

○西ヶ久保委員 質問に入る前に、一言岸さんのことを正式に言っておきたい。岸さんのことを正式に言っておきたい。岸さんのことを正式に言っておきたい。

の法案は、政府提出でなく、自民党の岸幹事長を筆頭提案者として、自民党全員の賛成を得て提出しているのだから、そこで、先般岸山首相の御出席も得て、いろいろ御質疑を申し上げておりますけれども、党としての責任のある御答弁がございまして、山崎先生に御熱心な御答弁をいただいておりますが、どうも御答弁を聞いておると、みんな個人的な立場の御答弁が多いようでありまして、清瀬文部大臣の御答弁も、いわゆる提案者である党を代表した答弁がないのであります。こういう点から、やはり私は、社会党としても、これは提出者である自民党の責任ある立場の人から、責任ある御答弁をどうしていただか

ぬことには、納得のいかない点が多々あるものであります。かような意味において、先般来私は、筆頭提案者であり、党の幹事長という、一応自民党を代表される立場にある岸信介氏の御出席を要望したのであります。先般の委員会においては、党務のために出席できぬという御返事を受けました。私はもちろん幹事長として党務の重要性は考えますけれども、この憲法を改正しようとする準備をなさる憲法調査会法案の提案者であり、さらに党の代表として、このような重大な案件に対する答弁のための出席を要望した場合に、党務もさることながら、きん然としてこの席に御出席いただいて、党の責任者の立場から御答弁していただくことが、私は至当だろうと思うのであります。まことに残念ながら、今まではその機を得なかつたのであります。従つてきょう私はどうしても岸幹事長のそういう立場からいろいろと御質問を申し上げて、党の責任者としての御答弁を要望したのであります。しかし、山崎先生に御熱心な御答弁をいただいておりますが、どうも御答弁を聞いておると、みんな個人的な立場の御答弁が多いようでありまして、清瀬文部大臣の御答弁も、いわゆる提案者である党を代表した答弁がないのであります。こういう点から、やはり私は、社会党としても、これは提出者である自民党の責任ある立場の人から、責任ある御答弁をどうしていただか

係諸問題を調査審議し、ということをやつたております。そしてまた、質問をいたしました。文部大臣もあるいは山崎議員も、その多くを憲法調査会に期待をされておるようであります。もちろんまだ成案もないのであります。か、やむを得ぬと思ひますが、憲法調査会ができています。憲法調査会が、この目的にうたつています。日本国憲法に調査検討を加え、関係諸問題を調査審議し、その結果を内閣及び内閣を通じて国会に報告する。こうなっております。この検討を加えるということはどういうことを意味するか。これは非常に抽象的でありまして、検討を加えて、各章ごと、各条文ごとの成案を得て、憲法調査会が一つのことによって改正される憲法の草案を作る意味か、あるいはただ単に調査検討し、さらにいろいろ問題点を調査審議したものを、そのまゝ内閣なり国会に御報告なさるか、この点が明確でないのであります。憲法調査会に相当の日時を費して現在の憲法に検討を加え、さらに調査審議をして、今の憲法とは異なつた憲法の草案をお作りになるのであるか、あるいはまたそういうものを別な機関において作るための資料を作成されるのであるか、この点を明確に御答弁願ひたい。

○山崎議員 ただいまの御質問にお答えを申し上げます。憲法調査会が設置せられますと、たびたび申し上げましたように、改正の要否、並びに改正すべしという結論に達しますれば、どういふ点について改正をするか、という点々を調査審議するものが、この憲法調査会の使命だと思ひます。結論として成文まで作るかどうかというお尋ねであります。これまたたびたび申し上げましたように、憲法調査会は、調査会自体で自主的な運営をしかり、いかなる結論を出すかというような点も、調査会自体がきめる問題でございます。まして、ただいま提案者として、どういふ結論が出るかということをお尋ねして申し上げることは差し控えた方がよろしいのではないかと申すわけでありまして。

○西ヶ久保委員 それはただいままでおたがひそういうことをお聞きするのであります。すべて調査会ができてから調査会にこれをまかしてという話でありますけれども、少くとも自民党が憲法を改正するという前提のもとにどういふものをお作りになるのか、あるいは成文を作らないで、ただ単なる成文を作るための資料をと申しますが、現在の憲法を調査あるいは検討して、ただ単なる新しい憲法を作るための資料だけを作るというようなことを憲法調査会自身がそれを自主的にきめるということでありまして、その点どうも私も納得がいかなるものであります。憲法調査会をお作りになる趣旨が、一応憲法を改正するという一つの前提条件をもつてお作りになるのでありますけれども、新しい憲法の成文をどこが作るか。憲法調査会にそれをま

かして、憲法調査会が作ることを自分できめるかどうかという点がはっきりしておらぬということ、憲法調査会の法案を審議する過程を通じて私どもは、どうも納得がいかなのであります。幾ら今から前提を持っておらぬと言われても、提案者としては一応改正することを前提としておりますから、憲法調査会に新しい憲法の成文を作るという権限といいますが、そういうことをやはり与えるという一つの心構え、でなければ、そういった新しい憲法の成文を作るということ、憲法調査会に与えることができないとすれば、ただ単にここではどういふ点を改正したらいいか、あるいはどういふ点が不合理であるかといったような点を一応資料として出して、また憲法の成文を作るためには憲法調査会といったようなものではなくては、もっと重要なという言葉は語弊がありますけれども、もっとしっかりした機関を作って成文を作るというように、なにかあり得るのではないかと、こういう点を思うのであります。どうか、山崎議員の御答弁では、その点が私ども不安であり、納得がいかなのでありますから、もう少し具体的にあなたの方の立場を説明していただいたいのであります。

○山崎議員 重ねてのお尋ねでありまして、憲法調査会ができて、先ほど申し上げましたように、改正を要するといふ結論が出た場合に、問題点をしさいに検討して、その問題について意見がある程度まとまるということまでは、はっきり申し上げてよろしいかと思ひます。その意見をどういふ形で憲法調査会がきめるかということとは、調査会自体の運営の問題であり、

調査会自体が自主的にきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

調査会自体が自主的にきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

よって新しい憲法を作るための何か機関をお作りになる意向であるかどうか、この点を御答弁願ひます。○山崎議員 先ほど最後の案を作るのは国会であると申し上げましたのは、国会がその案を決定して国民に国民投票を求めるという趣旨でありまして、この点誤解のないようにお願いいたします。

なほたまたまの御質問であります。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

とも、あなたの御答弁を聞いてみると考えられる。憲法調査会は自主的に調査会の中でのいろいろなことをきめてやったらそれでいいかということになります。これは私どもも国民の代表として、それでは事だけに私はあまり安心できぬと思ひます。特に現在、どうもあらゆるものが逆コースへ転換しようとするきざしのあるときだから、なおさらそう感ずる。従いまして提案者としては、そういった提案者の意思をあらゆる機関に強制するのではなくて、やはり何か一つのものをお持ちになつていられることが大事ではないかというのを考えるのですが、この点に対していかうにお考えになりますか。

○山崎議員 憲法改正の問題は、ただいま御指摘のように国家的の非常な大きな問題だと思ひます。従いまして国会におきまして慎重審議をされる期間というものは、私どもは必ず相当の期間があり得ると予想いたします。ただ憲法調査の調査会というものを、国会に置くかどうかという問題は、これはそのときになりましたら国会できめていただく問題でありまして、私どもが、その方がよいとか、あるいはそういうことはいかぬとかいふことを申し上げることは、非常に困難だと思ひます。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

ある程度調査研究の進んだ過程において、国会に中間報告等をなさるのであるか、この点を一つお伺ひしたいと思います。○山崎議員 ただいまの御質問は、法文にございまして、調査審議の結果を報告することになっておりますので、結果が出たから国会並びに内閣に報告する、ということになると思ひます。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。○山崎議員 憲法調査会がきめるべき問題ではなからうかと私は考えております。

がむずかしいのでありますが、やはり今お話し通りに、これまた調査会が決定する問題だと思つてあります。ただ国会にはお互いに国政調査の権限もあることをごさいますから、この憲法調査会の経過におきましますいろいろな資料でありますとか、あるいは意見でありますとか、そういうことを国政調査権に基いてお求めになりますれば、それに基いて国会にその資料を提出するということとは、当然あり得ることではないかと思つております。

○蓄ケ久保委員 そういったこともでないわけではございませんでしよう。それから一方私どもが非常に心配するのは、調査会の運営におまかせいただくのも、先ほど来申しますようにけっこうでありまして、調査会の運営いかんによつては、今度は逆に、調査会がその調査検討を進める過程において、憲法調査会の成案を得て新しい憲法が生れるまでの長い期間を通じて、何らかの形で國民に流れまして、たとえばある条項に対して、これはいかぬ、こうしなければならぬということなどが次々に流されていって、そういった資料、あるいは一方的な宣伝とは申しませんが、まあ宣伝的効果を持った具体的な事実によつて、知らず知らずの間に一方的に國民がその方に集中されていく。いつの間にかこれはもうこういう形で憲法は改正しなければならぬのだといった先入観を与えられ、そしてあなた方がいよいよ成案を得て国会の発議権を通して國民投票をなさる場合には、國民の世論がその方に一方的に形作られていくという危険を私は感ずる。こういったことに対して、憲法調査会は完全に防ぎ

得る運営の方法というものがあつて得るかどうか。私は事重大だと思つて。これは憲法調査会が半月や一月で成案を得るならば、そういう危険もありませんでしようが、皆さん方の御答弁を聞いてみると、憲法調査会は相当長い日時を要して結論を得るのは当然でありまして、憲法の改正でありますから。そうしますと、私の今言った危険は、危険ではないに、いつの間にか國民世論が、自然に政府機関のあらゆるものを通して、そういう方向に持っていく可能性はある。この点については、絶対そうしたこととはあり得ないという約束をなさることはできないかもしれぬが、私は十分な御留意が必要だと思つておきたい。

○山崎巖君 ただいまの御質問でございますが、憲法調査会の議事に関するしては、八条で会長が調査会の議を終了して定めることに相なつております。従いまして先ほどから申し上げますように、すべて発表等につきましても、調査会自体の自主的意見によつてきまることが思ふのです。もとより調査会が始まりますれば、そのつどその会議の模様等につきましても、責任者が発表するといふようなことはあり得ることだと思ひます。ただいまの御心配でございますけれども、そういう点につきましても、私の方としましては十分留意しまして、そういうことのないように努めて参ることは当然であります。同時に私どもの希望を申し上げますが、同時に私どもの希望を申し上げますならば、この調査会には憲法改正反対の意見を持った方々も御参加を願ひまして、その結果がへんばにならないように、そういう点も十分注意するな

らば、今御心配のようなことは防ぐことができないのではないかと、こういう感じを持っておるわけでありまして。そういう意味におきまして、少し率直に申し上げますれば、社会党の方々にぜひ御参加を願ひまして、ただいま御心配のようないふに御協力をお願ひすることが非常に適當ではないか、こういうふうに私は考へておるわけでありまして。

○蓄ケ久保委員 第三条に「調査会は、委員五十人以上で組織する」という規定がございまして、この五十人というのには何か特別な意味があるかどうか。五十人というその員数の出てきた根拠がございまして、それを承わりたいと思ひます。

○山崎巖君 五十人にきめましたのは、特別の根拠として申し上げるものはないと思ひます。ただ従来から内閣等に設置された調査会の前例等を見まして、五十人が適當ではなからうか。なお昨年提出いたしました憲法調査会法案の内容も五十人となつておりますので、それを踏襲したにすぎないのでございまして。

○蓄ケ久保委員 五十人という人数の根拠はないとおっしゃいます。五十人の中に国会議員が三十人、そして一般の学識経験者が二十人というところでございまして、これまた今御答弁のうちに、国会に幾らか重点を置いて、それに学識経験者のいろいろなアドバイスを期待するといふ意味でありますか。

○山崎巖君 特別の理由としてはございせんわけでありまして、ただ憲法の問題は非常に重大な問題であります。結局国会の発議にもゆだねなければならぬ問題でもございまして、普通の有識経験者よりも国会議員の方を多数に入れた方が適當ではなからうか、こういうことで、教は国会関係者は三十人、有識者は二十人、こういうふうにきめたわけでありまして、これまた前回の憲法調査会法案でも同様な人数に相なつておるわけでありまして。

○蓄ケ久保委員 国会議員三十名の中で、今山崎議員は反対党である社会党の議員にも入つてもらいたいというふうな御意向のようでありまして、この国会議員三十人の人選と申しますが、これは衆参両院ございまして、政党的差もございまして、この三十人を今あなたのおっしゃる反対の諸君の参加も願ひたいといふことの意味を含めて、衆参そして政党的比率等について、何か腹案をお持ちでございましてか。あつたらお示し願ひたいと思ひます。

○山崎巖君 今私自身として特別の腹案を持つておるわけではございせんけれども、従来の国会議員から出られます調査会の委員の数の制り振等、従来の慣例もあることとございまして、それからその慣例が尊重せられるといふことになるのではなからうか、こういうふうな私自身としては今考へておるわけでありまして。

○蓄ケ久保委員 政府はいろいろな委員会をお作りになつていらつしやいます。そうした委員会の委員を任命される場合に、私どもが考へると大して國政の運営上重大な意義を持つてい

ものじゃないといふものの委員に對しても、たとえ議員がなる場合においても、あるいは議員以外の者がなる場合においても、国会の承認を受けるといふ制度があるやうであります。しかるにこの憲法調査会のごとき、まことに國の基本法を改正するためのいろいろな調査検討を行うところの、これは私どもにとつてみますれば、國の仕事としては最も重大な意味を持つておると思つております。こういった委員の任命に對して、ただ単に内閣が任命するといふ簡単な任命の方法をとつていらつしやう。これは私はちよつと看過できない事案だと思つたのでありまして。先ほど指摘したように、大して問題のないような各種の委員の任命においてすら、國権の最高機關である国会の同意を受ける処置をとりながら、憲法調査会といふことに重大なものを処理するこの委員会の委員の任命が、単に内閣が任命するといふことでは、私どもにはちよつと納得いかぬのであります。何かこれには特別な理由があつてなかつたことか、これを一つ明快に御答弁願ひたいと思ひます。

○山崎巖君 ただいまの御指摘の点であります。憲法調査会がございまして委員を任命いたします場合、国会閉会中の場合も考へられますし、また先例によりまして、たとえは地方制度の根本的な問題を検討します地方制度調査会のごときも、これは国会の承認を経ずして任命をいたしております。かたがたそういう先例もありまして、また行政的の何か権限を持ったような委員会でありますれば、これは当然国会の承認を経べきものと思ひますけれども、これは要するに調査審議

の機関でもありますし、国会の承認を経ずしてもしよいのじゃないか、また今申しますように、閉会の場合も考えなければならぬ、委員の交代の場合もときどき起るであらうし、そういう便宜の点から考えましても、この制度の方が適當ではないか、こういうことでこの案にいたしましたような次第でございます。

○憲法久保委員 ちよつと山崎議員の御説明では納得が参りません。もし調査会法案が通過して、調査会の委員を任命でもされるような場合に、私に言わしむれば、もし閉会中なら臨時会を開いて任命しても悪くないと思うのであります。地方行政とおっしゃいますけれども、憲法を改正する、これは山崎議員はただ調査検討するとはおっしゃるけれども、事実上この委員会が成文を作らぬといまして、成文を作る一歩前のところまで行くと思うんですよ。形の上では成文はどかほかのところで作るかもしれないが、成文を作るに重大な基本的のものを作りますね。従つて憲法調査会が新しい憲法の成文を作ると言つても私は過言ではないと思う。それほど重大な仕事をすることの委員会の委員が、閉会中であつては困るとか、あるいは補欠を出す場合に閉会中では困るといったそんな便宜なことでは任命されることは、私は絶対納得いかぬと思う。あなた方がそんな簡単なことでこの問題をお取扱ひになるとすれば、私どもは容易ならぬことだと思ふ。私は、この第三条のいゝゆる内閣の任命という点は、たゞいまの山崎議員の御答弁では、これは絶対納得参りません。もう少し根拠のある御答弁を要望したいし、私はこ

んなことではとても承知できない、こう思うのであります。もうちよつと腹のすわつた御答弁をお願いしよう。

○清瀬國務大臣 ちよつと私から申し上げます。わが國で議員がほかの委員の委員等になる場合には、現在では国会法の三十九条によつて国会の承認を得ておるのでございます。これは戦前の法規にはなかつたことでございますが、議員が國の政治に専念するといふことからできた法規と思ひます。そこでこの三十九条の附段に「法律で定められた場合を除いては」とあるので、法律で定められた場合は国会の承認を得ずして就任を認めておるのであります。そこで今回の憲法調査会法で三十人以上は国会議員がこれに就任するといふことを認めたのでございますから、今後国会議員のうちにおつきになるのには、法律のあらかじめの承諾によつて、一々本会議で承認の議案を出さないでもいい、こういう構成にしたのであります。これはほかにも例のあることでございまして、これがためにこの委員を軽く見たのではなく、ある意味においては法律上の権限によるので重く見たとも言えるのでございます。

○山崎議員 先ほど申し上げました便宜論は別にいたしまして、本質的の議論をいたしましては、さきにも申し上げましたように、普通の國家意思を決定しますような委員会でありまうならば、これは國會の承認を得るのが當然だと思ひます。しかしながら、この調査会とは別に國會の意思を決定するものではなくて、憲法問題について調査審議する機関であります。従ひまして、先例によりまして、内閣が任命する

という例が私ども多いように考えまして、こういうことになつたわけでありまう。

○憲法久保委員 たいだいまの文部大臣の御答弁もちよつと私にとつてはピンとはすれだと思つたのであります。また國會のことをするのでないとおっしゃいます。私は國會のことをするしなにかかわらず、たびたび申し上げるやうに、國の基本法である憲法を改正するためにいろいろ調査検討する機関でありますから、言ひようによつてはまた國會のこともいろいろ関係してゐると思ひます。國會は、あらゆることを憲法によつてきめるところですから、直接國會法によつて、あるいは國會の運営について論議しませんが、憲法を根本的に改正することにすれば、當然國會のことも入つてきます。私は今の言葉ばかりを言つて言つてはありませぬけれども、私ども命をかけてまでこの憲法を守り抜こうという立場にある者からすれば、全く容易ならぬことだと思つたのであります。鳩山首相のおっしゃるやうに、憲法第九條を変えて再び戦争をするやうな事態を起し得る改正を意圖されておる、さらにその他重要な点がありますが、このやうな國の根柢をゆるがすやうな内容を持つておる重大な仕事をやるものな委員が、ただ単に内閣の任命だけであつては——任命なさる場合はいいでしょ。今山崎議員は反對の立場の者も入りたいといふお話でございますが、けつこうでございませう。しかし絶対的には改正賛成の委員が絶対多数であつて、その中に一部調査会の議論を左右するに足らぬ者を刺身のつま的にお入れになるでせう。それはほんと

うの刺身のつまであります。しかしもしあなた方が大体この人はわれわれの考え通りの発言や調査をするであろうと思つた人が、入つたところが案外違つておる、これは見ておるとどうも調査会の内容が皆さん方が最初期待した方向と別な方向へいきさうな気がするといふやうな場合、内閣はいつても罷免できますよ。そして勝手に新しい者が入れられる。これでは私はほんとうの仕事はできぬと思ふ。それは議會においてもあなた方が今絶対多数でありますから、國會の承認を経るといふにしても、皆さんの意見が十二分に出ることは當然でありますけれども、それにしましてまた単に内閣が簡単に任免するのではなくて、少くとも私ども國民の代表としてこの重大な案件にそれこそ生命をかけてもといふくらい重要視してゐる者の意見がこの任免等についても反映できる機会といふものは、私は当然与へらるべきだと思ふ。私は今清瀬文部大臣や山崎議員の御答弁を聞いてみると、その点がまことに輕い、輕いといふよりはむしろ重大に考へていただいて、このことをもつと慎重にお取り扱ひ願う方が至當である、當然であると思ふ。どうも今のお二方の御答弁を聞いてみると、そういう点から、私はこの憲法調査会の將來の運営に對して大きな危懼と不安を持たざるを得ない。私はおそらく國民全体もそういうものを感じてゐると思ふ。従ひましてこの第三条の内閣の任命という点については今までの御答弁ではとても納得が参りませんが、この条項は、國會議員の任免について

つ御改訂なさる意思はないかどうか、これ一つ最後にお聞きします。

○山崎議員 私が先ほど申し上げた中で、國會の云々といふことを申し上げたやうにお聞き取りのやうであります。私の申し上げましたのは、内閣が委員を任命して國會の承認を受ける委員会は、國家の行政権を決定するとか行政権につながらざるやうな委員会で、それは内閣が任命して國會の承認を得るのが前例でありますけれども、調査、審議だけの機関でありますれば、これは内閣で任命するのが例としてもむしろ多いわけでありまう。従ひましてそういう例をとりまして、この憲法調査会も内閣の任命にゆだねた、こういうわけでありまして、今この案につきまして、私どもは國會の承認を得るというやうに修正する意思は持つておりません。

○憲法久保委員 御意思がなければそれはもうやむを得ませんが、しかし私はどういふやうでありますけれども、このことはやはりただ単なる内閣の任免といふことでなくして、できるだけ國會あるいは國民の意思がどういふものに反映するやうな運営、そういうことを十二分に含んでいただいてなさることの方が至當ではないかと思ふのであります。しかし提案者においてそういう意思がないとおっしゃるならばこれはやむを得ませんが、しかし私どもはこの憲法改正に反對という立場におりまして、こういう法案がやはり具體的には多數の力で成立して、そしてまた實際に活動するといふ過程が一応考えられる上においては、やはりそういう危懼を感ずるのであります。まあ一つそういう善処方を要望しておきます。

天皇の意見を入れて、言葉はどうでもいいが、天皇の処置を考へるという意思はないかどうか。また、かつて文部大臣あたりは、ただ単に最敬礼をして、ごきげん伺いをするのではなくて、そういう天皇自身のあり方について、今まで意見を聞いたことがあるかどうか。あるいは皇太子でもいい。天皇一家の、天皇一家という立場についての御意見を聞いたことがあるかどうか。あったら、それに対する天皇の御意見をここで表明せられたい。そんなことがなければ、今度の憲法改正しようというこの機会に、天皇の意思を反映させるだけの決意があるかどうか。その点を一つ清瀬文部大臣からお伺いしたいと思う。

○清瀬文部大臣 現在の日本国憲法は、もとの世間でいう明治憲法の手続によって改正されたものであります。それゆえに、天皇の御意思をもって発案されております。天皇の意思に關係なくできたものではございません。あなたはいろいろおっしゃいますけれども、しいてここで討論はしません。一つの民族、わけても日本のような九千万近くの大民族が結合していくというところは、非常に大切なことでございます。よその国は、國民結合の象徴がなくて、始終動揺しておる国があるのではありません。わが国がこの天皇を國民結合の象徴とするということは、日本の持つておる非常に大きな利益でございます。われわれは伝統的にいいものはこれを保持していく、そうして進歩には勇敢に行く、こういうのがわれわれの政治観でございます。天皇の地位をどうするかは、やはり憲法調査会で、さつき答えた通り、討論される

でありましょう。民主主権ということ、これは天地の道理にかなったことでございますから、國民主権のことはいかなる調査会でも動かすことはいたすまいと思ひますが、天皇のお立場なり、あるいは御呼名については、討論されることは私は思ひます。しかしながら、私自身としては、やはり天皇のお名前が保持したいと思ひます。

○吉ヶ久保委員 では、まだ質問があります。岸幹事長が見えたので、一つ岸幹事長にお伺いいたします。

ただいま、岸議員はから御提出なされた憲法調査会法案の審議をしております。鳩山総理も見えましたが、また今山崎議員や清瀬文部大臣もおいでになって、いろいろ御答弁を願つておりますが、ずっと御答弁の経過を見ておきますと、自民党としての責任ある御答弁がないのであります。そこで私は、岸議員は党の幹事長であるし、さきに本法案の筆頭提案者でありますので、この際やはり自民党を代表して、憲法を改正しようとなさる一つの決意をここで御表明願ひたい。

憲法調査会法案の提案理由というものは、まことに簡単でありまして、ただ占領中にアメリカが一方的に押しつけた憲法であるから、これを独立した今日日本の改正をするのだという、簡単な御説明であります。鳩山首相は憲法第九條でいわゆる陸海空軍が持てないような規定になっておるので、これを改めなければならぬという御答弁であります。鳩山首相は憲法第九條の改正というものを、これは正直に具体的におっしゃっておるのでありますが、提案理由で説明されました、ただ単

にアメリカが占領中に一方的に押しつけた、これは形の上ではそういうことが言えぬこともないでございましょう。日本の國會という機関があったにかかわらず、占領中ということ、それはそういう点はありませんけれども、しかし私はそれだけでは、この憲法を改正するために、その一つの準備機関をお作りになる憲法調査会法案を出したにすぎないと思ひます。やはり私は自民党としては、相当今の憲法に対する考え方なり、あるいはこれをどうしような方に改正しなければいかぬといったようなことがあると思ひます。今天皇のことについて文部大臣にお聞きしておるのでありますが、たとえば天皇のことについても、ただ文部大臣はありがたい、ありがたいで、何かやはりその思想の根底には、旧憲法時代の天皇至上主義と申しますか、天皇神格化的なお考えが、依然として残つておるようでありまして、これがいい悪いは別として、そういうことを考えますときに、自民党が先般第二十九特別國會であつたこの憲法調査会法案を、またここにいわゆる二百九十九名の絶対多数のもとにお出しになった、そこには何か理由があると思ふのです。その点私は岸幹事長に具体的

に一つ一つの問題についてお聞きするのでなくて、この憲法調査会法案を重ねてお出しになった自民党としての立場と申しますか、そういう御考え方を率直にここで御表明願ひたい、こう思うのであります。

○岸信介君 この法案を私も提案をいたしましたし、すでに提案者を代表して、同時に提案者を代表するとい

うことは、わが自由民主党の考え方を代表して、山崎議員から今日まで申し上げておると私は承知いたしております。別段幹事長として、山崎議員が提案者を代表し、党を代表して申し上げておることに、別に付け加へるべき何ものもない、かように在じております。

○吉ヶ久保委員 先ほど申しますように、山崎議員などのお説を聞いておりますと、個人的な御意見が多いのであります。これは速記録をごらんになればわかりますが、自民党という大政党的態度の御説明がないのであります。そこでわざわざ私は岸さんをお呼びしたのである、今のような御答弁で事足りるならば、わざわざあなたをお呼びするのではない。國民もこういふことを聞いておいて、納得のいかない点があると思う。今平和憲法、平和憲法といつて、一応私も是非になじんで参りまして、またりつぱな憲法であると思つてゐるやうに、これはいかぬから変えなければならぬとおっしゃる以上は、私はやはりもっと突っ込んで一つ一つの御主張なり御考え方がなければならぬと思つてゐます。ただ単にアメリカが作ったんだからというだけでは、私はやはりこの重大な基本法をお変えになろうとする理由は非常に薄弱なものであると思ふ。ところが今まで聞いておると、それは皆さん方は社會党は憲法改正に反対であるからそのように言つてお考えかもしれないけれども、私も憲法改正に反対、賛成にかかわらずさういふ重要な案件を、私たちの立場からすれば、それはもちろん小さい面をとつてみれば

あるいは意見もございましょう。しかし少くとも大筋においては私どもはまことにりつぱだと思ふ。と同時に、あなた方は幾たびも質問の過程を通じてこうおっしゃつてゐる。憲法の三原則である平和主義と民主主義と基本的人権を尊重するという立場は、絶対にささぬとおっしゃつてゐる。平和主義を徹底的に守るといふことと、その平和主義を最も端的に現わしてゐる憲法第九條を改正するといふことはどういふことかどういふ関係、あるいは民主主義をあくまでも守るといふことと、今たとえば清瀬文部大臣が答弁されたやうな天皇という存在、これと國民との關係における規定、あるいは基本的人権、これも私は先般の調査會の問題で鳩山首相に御答弁についてお聞きした。船田防衛長官は就任當時、当然戦争を予想して兵隊を派兵した場合にどうなるかと倒れていく、倒れた者を補充するためにどうしても憲法を改正して徴兵制を實行して徴兵しなければならぬとおっしゃつてゐる。こういうことと、やはり基本的人権の尊重といふこととは關係がある。こういふことには何らお融れにならないでばかしてしまつて、ただ単に三つの原則は守るんだとおっしゃつてゐる。どういふふうにするのか、守るべき事項を変えて、逆に私の方からいへば、それをこわすやうな方向に変えようとする意図がありながら、どういふ点でこの三つの点を守られるか、こういう点が今までの御答弁では私どもはさうも納得がいかない。しかも個人的な意見が多いのであります。そこで私もお忙しいでございましょうからくどくは申しませんが、この際自民党の確固たる御信

念を、どうしてもお一言岸さんの口からはつきりここで御表明願った方が、私はよろしいんじゃないか、こう思うのであります。

○岸信介君 この法案は、御承知の通り憲法に関する調査会を作ろう、こういう法案でございまして、今日まで民主党政として、憲法に対する各項目にわたってこれをどうすべきかということとをまだ決定はいたしておりません。ただし、提議理由において説明しておるごとく、その後提案者を代表して山崎議員が御説明申し上げたごとく、今日の状態において憲法を全体的に再検討し、これを根本的に調査していくところの必要の事態に達してある、こういうことにおいては政府はつきりした見解を持っておりませんが、各項目に対するいろいろな議論、どういふ方法においてどういふふうにするかというところこそは、この調査会において研究せられ、またそれにおいて具体的な方向が示さるべきものである、私はかように考えるのであります。

○森(三)委員 関連質問。岸さんにお尋ねしますが、私はこの憲法改正につきましては、従来あなた方が合同しない前に、自由党においても、民主党内においても、それぞれ党の機関においてたとえば岸試案と称されるような、あるいはまたその他の方々の試案が発表されております。政見としてあなた方は一つの成案をもって発表もされておられるのであります。あなた方が自由民主党として合同された今日においても、一つの案をお持ちになっておられるはずであります。しかも私はそういう立場において、今回の憲法調査会なるものは、国会議員三十名と学識経験

者二十名、合計五十名をもって構成することになっております。そうだとすれば、われわれ社会党がこれに参加するしないは別といたしまして、あなた方はあなた方の政見として十分その機能を発揮せられまして、一つの成案を得られるはずだと思ふのであります。しかるに現在あなた方は三分の二以上の勢力を持っておられない。憲法改正は御承知の通り三分の二以上の議員の賛成がなければ行えないのであります。かりに憲法調査会において一つの資料ができましたところで、直ちにあなた方の政見において憲法改正案というものを提出することができないのであります。ある論者は政府に提案権があると申しておりますけれども、これに對しては幾多の疑義があるのであります。現在の国会の勢力分野においては、このようないふ資料ができたところで、法案を提出し、発議することはできない状況にあるのであります。私はこの三分の二以上の勢力を持った政見があつた場合においても、やはり憲法を改正しようとするならば、国会の内部に憲法調査会あるいは憲法改正特別委員会というものを設けて審議すること、やはり国会の場を通じて新聞、ラジオその他のあらゆる機関によって國民に批判をさせる機会を与える。ところが今回のこの憲法調査会にあっては、おそろしく公開するわけにもいかぬでしようし、非常に内々的にその議が進められるというふうな形をとるのだらうと思ひます。従つて私は少くとも現在の勢力分野においては、こうしたところの特別な調査会を設けるということとは、三分の二以上の議員の賛成がなければ憲法の改正ができないという

あの精神に違反するものであると考へてゐるのであります。岸さんはどういふ御所見をお持ちなのか、明確に御答弁を願ひたいと思ひます。

○岸信介君 今日まで憲法に関する改正の試案といひますが、意見は各方面にいろいろ出ております。わが自由民主党政におきましても、憲法調査会という委員会を置きまして、そうして黨の意見を調査研究し、まとめております。が、党としてのまとまつた意見は今日までまだできておりません。われわれはこの本法において置かれる調査会においても、その成案が直ちに日本の憲法改正案の原案となるものとは考へておらない。この調査研究の結果は国会や政府に報告することにこの本法においてなつてゐるので、これに基いて議會がどういふふうによつていくか、また政府がどういふふうによつていくかといふかといふ問題は、その後の問題であらうと思ひます。従ひまして本調査会において研究せられ調査せられた結果が直ちに憲法改正原案となつて、國民の了解やわれわれの理解もなく実現されるというところは絶対に考へられないのであります。私はその点において、今お話のような前提とは前提が違ふと思ふ。なおこの調査会を国会に置いたらいふいふやないかといふ御議論も私も何とておりますが、やはりこれは議員外の有識者も入れて一つの研究調査をすることが適當であるといふ見地において、政府に置くことが適當である、こういう考へを持つてゐるわけでありませう。

○森(三)委員 私は現在の三分の二以上の勢力を持たないあなた方の政見が、かりに憲法調査会で資料ができたとしても、それを参考として憲法改正の発議権を行使することができない、そのような状況下においてこのような憲法調査会を作るのは、憲法九十六条のあの精神に違反するものだ、このように考へるのですが、これに對して岸さんはどう思われるかといふ質問をしたのであります。そこを一つ明確に御答弁をお願いしたいのです。

○岸信介君 成案をいよいよ得まして、あるいは改正案を国会に提案するという場合にございましては、これは御質問のごとく、三分の二以上の者が要するところでございます。しかしわれわれが研究し、調査するということ、またその研究し、調査したところの結果は相當國民に理解され、また各方面からこれが批判を加へらるべきものであるといふことは、私は當然のことであると思ひます。そういうことをいたすことにつきましては、別に三分の二がなければそういうことは絶対にできないといふものではなからして、實際のこれを提案する場合においては、今森君の言われる通りの条件がなければならぬことは、言うを待たせませんけれども、しかし本法のごとく、調査をし、またそれによつて得たところの結論を国会や政府に報告する、そうして各方面の批判を受ける、また國民の理解を深めていくといふことは、別に三分の二がなければできないといふものでもない、かように考へます。

○森(三)委員 できないことではないといふことをあなたはおっしゃるが、私は憲法の基本精神にもとるような、つまり反するような憲法調査会といふ

ものになりはしないかといふことをお尋ねしてゐるのであります。特に私はあなたのお考へを前提として、かりにこの調査会法案なるものが通過し、五十人の構成メンバーができたといひましたとしても、先ほど申しましたように、われわれ社会党はこれに参加するか、しないかは態度はまだ表明しておりません。もしわれわれが参加しないような場合が起きましたならば、なおさらあなた方の政見だけでもつて三十人の国会議員を出し、学識経験者を集めておやりになることになる。そうするならば、結局あなた方が現在こうした調査会を置かなくとも、あなた方の政見において適當な学識経験者を招聘して、あなた方の政見において十分私にはし得ることだと思ふのです。特にこういうような制度を置きまして、ぎやうぎやうしく調査会といふやうなものを置いて、内閣の一つの審議機關とするところは、従来非常にたくさんの方の行政機構改革に関するその他方々の審議會がござります。その審議會といふものによつて、つまり一つの資料や成案を得まして、これを新聞に堂々と発表し、あたかも憲法改正はもうやらなければならないのだ、憲法改正の各条章、たとえば戦争放棄の問題あるいは天皇制の問題、家族制度の問題にしましても、こうしなければならぬのだといふ、あなた方のつまり与黨の勢力の国会議員あるいはあなた方の都合のいいやうな学識経験者を任命して、そうしてこれが世論である、どうしてもこれを改正しなければならぬといふやうなことを天下に公表される、すなわち世論を作るための、私は政策的に作られる調査会であると考へております。そ

ものになりはしないかといふことをお尋ねしてゐるのであります。特に私はあなたのお考へを前提として、かりにこの調査会法案なるものが通過し、五十人の構成メンバーができたといひましたとしても、先ほど申しましたように、われわれ社会党はこれに参加するか、しないかは態度はまだ表明しておりません。もしわれわれが参加しないような場合が起きましたならば、なおさらあなた方の政見だけでもつて三十人の国会議員を出し、学識経験者を集めておやりになることになる。そうするならば、結局あなた方が現在こうした調査会を置かなくとも、あなた方の政見において適當な学識経験者を招聘して、あなた方の政見において十分私にはし得ることだと思ふのです。特にこういうような制度を置きまして、ぎやうぎやうしく調査会といふやうなものを置いて、内閣の一つの審議機關とするところは、従来非常にたくさんの方の行政機構改革に関するその他方々の審議會がござります。その審議會といふものによつて、つまり一つの資料や成案を得まして、これを新聞に堂々と発表し、あたかも憲法改正はもうやらなければならないのだ、憲法改正の各条章、たとえば戦争放棄の問題あるいは天皇制の問題、家族制度の問題にしましても、こうしなければならぬのだといふ、あなた方のつまり与黨の勢力の国会議員あるいはあなた方の都合のいいやうな学識経験者を任命して、そうしてこれが世論である、どうしてもこれを改正しなければならぬといふやうなことを天下に公表される、すなわち世論を作るための、私は政策的に作られる調査会であると考へております。そ

ものになりはしないかといふことをお尋ねしてゐるのであります。特に私はあなたのお考へを前提として、かりにこの調査会法案なるものが通過し、五十人の構成メンバーができたといひましたとしても、先ほど申しましたように、われわれ社会党はこれに参加するか、しないかは態度はまだ表明しておりません。もしわれわれが参加しないような場合が起きましたならば、なおさらあなた方の政見だけでもつて三十人の国会議員を出し、学識経験者を集めておやりになることになる。そうするならば、結局あなた方が現在こうした調査会を置かなくとも、あなた方の政見において適當な学識経験者を招聘して、あなた方の政見において十分私にはし得ることだと思ふのです。特にこういうような制度を置きまして、ぎやうぎやうしく調査会といふやうなものを置いて、内閣の一つの審議機關とするところは、従来非常にたくさんの方の行政機構改革に関するその他方々の審議會がござります。その審議會といふものによつて、つまり一つの資料や成案を得まして、これを新聞に堂々と発表し、あたかも憲法改正はもうやらなければならないのだ、憲法改正の各条章、たとえば戦争放棄の問題あるいは天皇制の問題、家族制度の問題にしましても、こうしなければならぬのだといふ、あなた方のつまり与黨の勢力の国会議員あるいはあなた方の都合のいいやうな学識経験者を任命して、そうしてこれが世論である、どうしてもこれを改正しなければならぬといふやうなことを天下に公表される、すなわち世論を作るための、私は政策的に作られる調査会であると考へております。そ

ものになりはしないかといふことをお尋ねしてゐるのであります。特に私はあなたのお考へを前提として、かりにこの調査会法案なるものが通過し、五十人の構成メンバーができたといひましたとしても、先ほど申しましたように、われわれ社会党はこれに参加するか、しないかは態度はまだ表明しておりません。もしわれわれが参加しないような場合が起きましたならば、なおさらあなた方の政見だけでもつて三十人の国会議員を出し、学識経験者を集めておやりになることになる。そうするならば、結局あなた方が現在こうした調査会を置かなくとも、あなた方の政見において適當な学識経験者を招聘して、あなた方の政見において十分私にはし得ることだと思ふのです。特にこういうような制度を置きまして、ぎやうぎやうしく調査会といふやうなものを置いて、内閣の一つの審議機關とするところは、従来非常にたくさんの方の行政機構改革に関するその他方々の審議會がござります。その審議會といふものによつて、つまり一つの資料や成案を得まして、これを新聞に堂々と発表し、あたかも憲法改正はもうやらなければならないのだ、憲法改正の各条章、たとえば戦争放棄の問題あるいは天皇制の問題、家族制度の問題にしましても、こうしなければならぬのだといふ、あなた方のつまり与黨の勢力の国会議員あるいはあなた方の都合のいいやうな学識経験者を任命して、そうしてこれが世論である、どうしてもこれを改正しなければならぬといふやうなことを天下に公表される、すなわち世論を作るための、私は政策的に作られる調査会であると考へております。そ

ものになりはしないかといふことをお尋ねしてゐるのであります。特に私はあなたのお考へを前提として、かりにこの調査会法案なるものが通過し、五十人の構成メンバーができたといひましたとしても、先ほど申しましたように、われわれ社会党はこれに参加するか、しないかは態度はまだ表明しておりません。もしわれわれが参加しないような場合が起きましたならば、なおさらあなた方の政見だけでもつて三十人の国会議員を出し、学識経験者を集めておやりになることになる。そうするならば、結局あなた方が現在こうした調査会を置かなくとも、あなた方の政見において適當な学識経験者を招聘して、あなた方の政見において十分私にはし得ることだと思ふのです。特にこういうような制度を置きまして、ぎやうぎやうしく調査会といふやうなものを置いて、内閣の一つの審議機關とするところは、従来非常にたくさんの方の行政機構改革に関するその他方々の審議會がござります。その審議會といふものによつて、つまり一つの資料や成案を得まして、これを新聞に堂々と発表し、あたかも憲法改正はもうやらなければならないのだ、憲法改正の各条章、たとえば戦争放棄の問題あるいは天皇制の問題、家族制度の問題にしましても、こうしなければならぬのだといふ、あなた方のつまり与黨の勢力の国会議員あるいはあなた方の都合のいいやうな学識経験者を任命して、そうしてこれが世論である、どうしてもこれを改正しなければならぬといふやうなことを天下に公表される、すなわち世論を作るための、私は政策的に作られる調査会であると考へております。そ

れをあなた方がいかにそうでないかと強弁されました。もしそうでないというならば、私は特別にこういうようなものを作らなくても、あなた方の政党内においても政策審議会というりっぱな機関があるのでありますから、そこでも十分おやりになることができると思ふのであります。それをわざわざ憲法調査会というやうな、こういう特別の機関を設けて、しかもそれはあなた方の都合のいいところの学識経験者あるいは議員によって構成され、かりにわれわれが参加する、しないにしても、多数のあなた方の都合のいい人々によってそこに一つの案というものが資料というものが生まれてくるのであります。そうしてこれがたびたび新聞、ラジオ等によって國民に公表せられまして、どうしてもこういうふうな改正しなければならぬのだというふうに宣傳といひますか、あなた方の立場からいひますならば、啓蒙といひますか、そういう一つのねらいを持ってこの調査会を作らうとおるということとは、まことに私は卑劣だと思ふのであります。こういうやうな調査会を作らなくても、あなた方の政策審議会というものによって堂々と資料を作つて、案を練ることはできると思ふのであります。こういう重要な特別の機関を作る必要は毛頭ない。こういうものを作る場合においては、私は先ほど申し上げましたように、やはり三分の二以上の勢力をあなた方が得たときに行うならば、これは話がわかりますけれども、現在の段階においては私はこういうものを作るべきではない、かように考へております。

す際に、党を代表して社会党をおたすねしまして、こういう趣旨においてこの憲法の全体を調査し、研究したい、ついでには日本の将来を責任を持って考える上においては、党を別にしておいても、この考えにおいては共通するはずだ。共通の立場において憲法についてのおのの立場から十分に意見を交換して、一致するもの、また意見がどうしても分かれるもの等について研究しようという考えであるから、ぜひ社会党内においても共同提案に賛成をしていただきたいということ、私は社会党の首脳部の方にお願ひ申し上げたのであります。不幸にして私どものこの悲願は達せられなかったのであります。この意味においては、われわれの立場からわれわれだけでも、都合のいい結論を出そうなんということ、これは毛頭考へておりませんし、そういうことなら、今御指摘のごとく、われわれの党内に調査会を設けております。これは党としての意見をまとめる上において調査していくことは当然であると考えております。従つてこの調査会では、森君の御意見は御意見でありますけれども、私どもは全然見解を異にするものでありますということをお答へ申し上げます。

とはでさない。いわんや今後選挙を何回やっても、自由民主党が三分の二以上の勢力を得ることができない場合には、これはおそろしく永久に改正案として出せないかもしれない、あるいはまた出せるかもしれない、あるいは小選挙区制を施行すれば、あなた方が一挙に三分の二以上の勢力を得るかもしれない。そうして三分の二以上の勢力を得たときに、あなた方がこういうやうな機関をお作りになることは、これはあなた方の御自由であります。けれども、現在の段階においては三分の二の勢力をあなた方が得るかかわらない。そのやさきにこういうやうな機関を置くということとは、まことに僭越ではないか。いわゆる憲法九十九条には、国会議員も國務大臣もすべてこの現行憲法を尊重し、順守しなければならぬという規定があることは皆さんも御承知だと思ふ。それをやたらに今からあなた方が、三分の二の勢力を得ない今日において、いつ得るかかわりません今日において、これを改正しようなどということは、そうしてこのためにこうした調査会などというものを設けるといふことは、私はまことにおこがましいと思ふ。私はこういうやうな情勢においてあなたにお尋ねしたいことは、いかに資料ができました、改正する発議権が行えない現段階においては、これは私は全く無意味だと思ふ。しからばもしこういうやうな調査会ができました、案文の資料ができました場合には、あなた方はそれを機会に衆議院の解散を断行して、國民に憲法改正の必要があるかどうか、そうしてまたこうした資料が妥当であるかどうかというやうな、そうした國民の裁断を求める衆議院の解散を行う意思があるかどうか、この点を私は明確に一つ御答へを願ひたいと思ふ。

○岸信介君 この調査会において結論が得られて、これが公表せられ、また各方面から批判をされて、ぜひこういう憲法の改正をやれという強い要望が國民の大多数の意見であつたとしますならば、おそろしくその間において行われる選挙において、これを支持するところの者を國民は多数に選出するだろうと私は思ふ。これは今お話しする通り、まだどういふ案ができるかわからない今日において、私がどうするんだということを抽象的に申し上げてみても始まらないのであります。現段階としては、われわれは眞剣に日本の憲法を再検討する、そうして改正すべき点については改正すべき点を明らかにして、その案をわれわれが作り出すことが必要であるかどうかということ、私どもは考える段階であると思ふ。今直ちに將來のことを申し上げて、解散するとかしないとか私が申し上げてみても、これは実は實際上大した意味のないものである、こう私自身は考えておるのであります。

○森三三委員 時間もありませんから私は最後に一点申し上げます。これはあなた非常に説教を弄しておられると思ふのです。結局憲法を改正したいから憲法調査会をあなた方がお作りになつていられることはもう明らかなんです。しかる以上はその資料というものができまして場合には、あなた方は一刻も早くその結論に基いて憲法を改正したいということもこれは当然であります。しかる以上は、あなた方は三分の二以上の勢力を衆議院にあるいは参議院に得たいということも、私は当然であると思ふのであります。その目的でなくしては、政党内に政策審議会があるにかかわらず、特別にこういう憲法調査会などという機関を設けることではない。そうしてこゝでもって作り上げられたところの案文というものを新聞、ラジオでどんどん発表して、憲法改正の機運を高めて、そうして國民にどうしても憲法を改正しなければならぬのだというやうな印象を与えて、その機運を盛り上げるために作るのだと私は言わざるを得ないと思ふのであります。結局あなた方の都合のいい、あなた方の思ふやうな憲法改正をしようという意思があることは明らかだと思ふのであります。それができ上つた以上は衆議院の解散をやるといふ意思があなた方になくして、どうしてこの調査会法案というやうなものをお出しになつたか、私は理論が撞着しておると思ふのです。その点についてはあなた方は重大な決意を持って答へられなければいけません。

もう一つは、現在非常に問題になつておりますところの小選挙区の問題、これにつきましても、いろいろ賛成、反対の意見もあつて、現在あなた方の政党内で作つていられるところの小選挙区制というものは、すなわち三分の二以上をとらんがために、あなたも御存じの通り、この小選挙区制の割り振りについては、あまりにも一人々々の議員諸君の都合のいいやうな、選挙区の区画割をして、これは新聞にもすいぶんたたかれております。公平な選挙区割でなくて、あなた方の政党内の人々、そのみの当選を期するやうないわゆるゲリマンダリングのやうなああいう悪ら

つな選挙区の区画割をしておる。これは天下のものを笑いになっております。そういうような愚らつきをまゐる選挙の区画割をいたしまして、そうして三分の二以上を獲得し、憲法改正をはからうとしておる。これは国民大衆は非常に憤慨しております。あなた方の小選挙区改正の意図は明らかに憲法改正につながつておると思うのであります。この点に關しても岸幹事長の明確なる御答弁をお願いしたい。

以上二点をお尋ねいたしまして私の質問を打ち切ります。

○岸信介君 先ほど解散の点について、今もお尋ねがありました。私は今日の段階におきまして必ずいつ解散するとか、でき上ったらず解散するといふようなことを責任を持って申し上げることはできない、こうお答えしたことを第一点については繰り返すだけであります。

それから第二点の小選挙区制の問題につきましては、これは社会党の方面からは憲法改正と必然的に結び合せておるにいろいろと論議されておりますけれども、私が申し上げるまでもなく、この小選挙区制の問題が国民の間にあるいは議者の間にいろいろ論議されましたの、相当古い歴史を持っております。このために歴代の政府が選挙法の小選挙区制を中心とした何をやるといふ委員会を設けたこともございまして、また社会党の私の尊敬する友人諸君で、これに参加せられて、研究をされて小選挙区制をやったがよいといふ御議論を社会党内において持つておられる方がおられることも、世間周知の事実であります。従いましてそういう沿革を持つておるものであり、さらに昨

年の末日本に二大政党ができることになりました。二大政党ができない前に、おきまして、議論としては、日本の国会が少数、多数の政党に分れて政局が不安定であるのは選挙区制がいけないのだ、小選挙区になれば自然に二大政党になるのだ、二大政党の機運を醸成するために小選挙区をやるといふような、識者の議論もあつたことは御存じの通りであります。すでに二大政党ができまして、この二大政党を健全に育て上げるためには、両党とも国民の間に組織を持った組織政党、国民政党として成長することが、国会政治の運営の上から望ましい二大政党の姿である。それをやりますのには、私は小選挙区制が妥当であるといふ考えを持つております。こういうような考え方に立てておるのであります。憲法の改正と小選挙区制を不可分のものとして、あるいはそのための手段であるかのごとく社会党の人が論ぜられることは、小選挙区制の沿革なり本質なりを御研究になれば、私はおのずと議論は違ふと思うのであります。私どもはこれを決して憲法改正の手段もしくは不可分のものとして考えておるわけではないといふことを申し上げておきます。

○西村(力)委員 ちよつと関連して。私は清瀬文部大臣にお尋ねしたいのでございまして、大臣がその席にすわつていらつしやる立場は國務大臣としてですか、または憲法調査会法案の提出者としてであるか、私が今までの様子をおうかがつておりますと、御自分がまづ先に立つて提案せられておられるような立場で行動し、答弁せられておられる受け取つておるのですが、その点

非常にすつきりしないものを私は感ずるのでございまして。そのことを言ひの、現在第二十七回の選挙に基いて鳩山総理大臣が総理に指名せられて、鳩山内閣が成立してつと続いております。けなでございまして、この政府といふのは、あくまでも国会の意思に基いて成立しているといふのでございまして、大臣としてはこの与党の二百何名の全体の上に立つての政府であるか、この立脚をどういふ立脚にお考えになつていらつしやるか、これを先に一つお聞きしたいと思ふ。

○清瀬國務大臣 私は本日内閣を代表して出席いたしております。しこうしてこの内閣はこの案の成立することを予想いたしまして、憲法調査会の予算を提出いたし、予算の方は内閣提出、法案の方は党の提出になっております。

○西村(力)委員 質問のポイント、与党の二百何名の上に立つて内閣であるか、国会の議決という上立つて内閣であるか、その把握をどういふ立脚にお考えになつていらつしやるか。

○清瀬國務大臣 国会の総理大臣指名の手續を経て、鳩山氏が内閣総理大臣につかれ、われわれは鳩山氏の指名によつて閣僚の地位を占めております。憲法にある通りであります。

○西村(力)委員 そうすると、国会の議決を経て、国会全体、野党のわれわれも含めた上立つての政府である、こういう立脚にもあつたらうと思ふ。そうしていらつしやることだと思ふ。そうしますと、私の関連して聞きたいことは、とにかくこの間の選挙によつて、国民の意思というのは三分の一以上が憲法

改正に反対するわれわれを支持した。そういうことは、現在の内閣において、憲法改正といふことに對して着手することは不当であるといふ國民の意思が決定されたといふ立脚に私たちは思ふ。それでありますから、自由党が党内において幾ら研究しようとお自由でございましてけれども、この憲法調査会を内閣に持つてくるということは、この間の選挙に現れた國民の意思をはつきりしゅうりんすることに相なるだらうと思ふのです。三分の一以上憲法改正に反対の意思を示したことは、全有権者の半分にはなりませんけれども、憲法改正の重要性からきて、三分の一以上の憲法改正を否定する國民の意思といふものは、この内閣に憲法改正に着手すべきではない、というワツクをはめたのだ。こう國民の意思を受け取るのが當然じゃないか。それを、内閣の中に調査会を置くといふことは、國民の意思に反することである、私はそう思うのです。その点に對するはつきりした御見解をお聞きしたいと思ふ。

○清瀬國務大臣 わが日本の今の政治のあり方は、世間でいう議院内閣制なることはあなたのおしやる通りであります。しかしながら、政党政治の上から見れば政党内閣でございます。このことを前提として申し上げておきます。憲法調査会法案は法律でございます。はかの法律と同じように、院内多数で決せられれば、そのときに内閣はこれに従ふ。

○山本委員長 関連質問ですから簡潔に願ひます。

○西村(力)委員 これは総理に對して質問をしたいと思ひますので、大臣の逃げ口上のようなことをお聞きしてもしょうがありません。これは保留しておきます。

○西村(力)委員 関連して。岸幹事長がお見えになつて質問が中途で折られました。最後に――最後でありませう。まだだいが残つておりますが、天皇に關する質問が私は相當ございまして。その点をあらためて御質問申し上げます。きょうは最後に一言文部大臣としての清瀬さんにお伺ひしたいのは、私の承知しておりますが、五十人のクラスが生徒が討論会をいたしました。どういふ關係でありましたか、そのときのテーマが、ちょうど天皇というものは現在の日本にとつて必要かどうかというテーマだつたのであります。このテーマで約二時間にわたつて五十人の中学三年生が討論をしたのであります。結論として出ましたものは、その中で天皇が必要だといふ結論に到達したのは一人であります。あと四十九名は全部、これは天皇は必要はないといふ結論を出しております。

これは先生が指導したものでなければ何でもない、子供たちの自由な討論でありますから、子供の自由な意見がそこに表れたわけですね。こういうことは清瀬文部大臣がいかに人皇至上主義をお考えになりまして、現実の日本の姿といふものは、すでにいくべきところにいきてつある。こういう形の中で、私は先ほど言つたように、天皇という存在は過去において天皇という地位を利用して一部國民の収奪を行つたり、あるいは若い青年の血を流したり、いろいろなことをやつてきております。こういったことを再び起すような立場

に天皇という存在を押し込むことではなく、天皇というものは、私はもつと人間的な立場として、もつと自由な意思と、自由な行動のできる姿におくことの方が、これは國にとつても、あるいは國民にとつても、また天皇自身にとつても仕合せではないか、こういつた、今申し上げたある中学校、これはもし必要ならば私は名前を言つてもいいのでありますが、文部大臣でありますから、言えませんがそれは強権を發動なさるに違ひありませんから、簡単に申し上げません。今言つたこういう事態を、文部大臣としてどのようにお考えか。これはいわゆる中学校の三年生の討論の過程と、結果に対する御見解と、さらにそういう結論から、いわゆる憲法上の、あるいは日本における現在の天皇というものの関連というものを、あなたがやはり依然として先ほどからおっしゃる通りに、五千年の歴史云々という形でいつまでもどこかに祭り上げて、そうしてやめていく御意思が、この二つのことを一つお伺いいたします。

○清瀬國務大臣 天皇のお立場は、すでに昭和二十一年一月一日のお言葉で、國民と自分との考えは、敬愛と信頼の念につながれておるのであって、自分は現人神ではないとおっしゃっておるのです。それゆえに、戦前ある時代におけるお立場ではないことは、西ヶ久保君御承知の通りであります。私も昔のように、これを神様としてあがめろということは今朝以来一へんも言つたことはございません。ただ國民結合のためには、この民族が数千年來尊敬し來たつておる皇室の存在はもとに導くことだ。こう申しておるので

あります。今の世の中は、敗戦後思想は動揺しております。それゆえに、学校内においても、一部あなたの今御論のような空気で教へんをとつておる人のあることも承知しております。しかし、その中学三年生が、どういふ子供であるか知りませんけれども、えてして人間の生活に一番必要なのは空気で、空気に、空気を忘れてしまつたといふ人ももちろん世の中にはあるのでございます。(天皇は空気が)と呼ぶ者あり。日本人としては、今日皇室の存在といふものが非常に必要でございます。

○西ヶ久保委員 もう長くはあります。私が、私は今の清瀬文部大臣の答弁を聞いておりまして、まことに何と言いますか、遺憾にたえないのであります。ここで今、清瀬文部大臣と討論をしてしまひます。始まりませんけれども、先ほど私がちよつと指摘したように、中学生の自由討論の形を、清瀬文部大臣は、何か特殊の教師が指導したように伺つたのであります。その点について一言私は申し上げたい。私はよく実情を知つておりますが、教師が指導したから、そういうふうになつたという形で受け取つてもらつては困る。今の日本の大勢というものは、そういうふうな、いわゆる世界の大勢に順応して、そういう方向に流れていく實際というものを文部大臣はよく見ていただいて、すぐ何かという文部大臣は、一部何か事にせんとする教師が、そのように指導するかのような御返答をなさるのであります。そうではない。清瀬文部大臣がどのような教育方針をお立てにならうと、なるまいと、そういう世界の大勢とともに流れていく日本の姿が、私はこの中学三年生

の討論の中に如実に出ておると思ひのであります。そういう意味でお尋ねしたのであります。ですから、一部の教師がそのように故意に指導するといふことでなくて、そういうたゞ若き世代の、特に少年の世代の中に、日本の現実の姿をはつきり体得して、いわゆる天皇といふ一つの具体的な存在によつて私は申し上げましたが、こういつた流れ方に対して、今憲法改正をなさうとする自民党なり文部大臣が、そういうことをこの憲法改正の上に、どのような姿で反映せられようとするか。こういつたものを全然無視をして、今文部大臣は、天皇を神様にしようとは思ふぬとおっしゃるけれども、ただ単に天皇が二十一年の元旦に、自分は神様でないとおっしゃつたから、扱い方が神様の扱いをしないとは私は言えないと思ひます。まあそれはそれとして、そういう現実の日本の姿というものを、憲法改正の上にとつたような形で表現される御意思が、その点を一つお聞きしたのである。決して教育上の文部大臣の強権を發動させるような種をまいたのではありませんから、御承知を願ひます。

○清瀬國務大臣 あなたがよく御承知の通り、教育は直接の熏陶と、その次は教化及び形成、この三つの力が加わるのであります。教員が指導しないでも、その人の平素のあり方が教育に非常な影響を及ぼすことは、教育学説の示す通りでございます。しこうしてわが國は、実は氣の毒と思ひますが、これらの人は占領時代に大きく変わったのでありますから、正直にそういうことを考へておる教師もあるのでございす。しかしながら日本民族、日本人

の實際というものをもう少し考へてみると、やはり私は日本人大多數は皇室の存在によつて大いに利益を受けておるものと思つております。それゆえに、一時の占領中の変則的な心理状態をそのまま持つていくといふことは、私の任務ではございません。これを正しき姿に引き直すことは文政を担当しておる私の任務の一つでございます。しこうして日本の憲法においてもその通りで、占領中の行き過ぎ、わが國はいかにも永久自治の力のない民族だ。外國が來れば抵抗しないで頭を下げるのが憲法の精神だといつたような、言葉は過ぎるかも知れませんが、人類として劣等感を持つといつたことはよろしくない。昔考へた優秀民族は、日本だけが一番らしいのだといつたやうな八紘一宇はよろしくありません。しかしながら人類は平等でございます。平和は平等のうちに成り立つのです。一方が優秀で一方が卑屈では平和は成り立ちません。水の平らかなるごとくに、人類の平等もそうあるべきであります。憲法もそういう正しい姿の上において打ち立てるべきである。日本の教育またしかり、こう言わざるを得ないのであります。

○西ヶ久保委員 まだだいぶん質問も残つておりますが、次の機会に譲ります。

○山本委員 暫時休憩いたします。

午後二時より再開いたします。

午後四時四十五分休憩

午後二時二十九分開議

○山本委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案

の實際というものをもう少し考へてみると、やはり私は日本人大多數は皇室の存在によつて大いに利益を受けておるものと思つております。それゆえに、一時の占領中の変則的な心理状態をそのまま持つていくといふことは、私の任務ではございません。これを正しき姿に引き直すことは文政を担当しておる私の任務の一つでございます。しこうして日本の憲法においてもその通りで、占領中の行き過ぎ、わが國はいかにも永久自治の力のない民族だ。外國が來れば抵抗しないで頭を下げるのが憲法の精神だといつたような、言葉は過ぎるかも知れませんが、人類として劣等感を持つといつたことはよろしくない。昔考へた優秀民族は、日本だけが一番らしいのだといつたやうな八紘一宇はよろしくありません。しかしながら人類は平等でございます。平和は平等のうちに成り立つのです。一方が優秀で一方が卑屈では平和は成り立ちません。水の平らかなるごとくに、人類の平等もそうあるべきであります。憲法もそういう正しい姿の上において打ち立てるべきである。日本の教育またしかり、こう言わざるを得ないのであります。

律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。小林厚生大臣。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案

（厚生省設置法の一部改正）

第一条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「環境衛生部を置く。」を「環境衛生部を、引揚援護局に未帰還調査部を置く。」に改める。

第七條一項を次のように改める。

医務局、保険局及び引揚援護局に、それぞれ次長一人を置く。

第十四條の二に次の一項を加える。

2 未帰還調査部は、前項第七号に掲げる事務をつかさどる。

第十五條中「社会保険審査会を」を「社会保険審査会」に改める。

第十九條第一項第二号中「抗菌性物質の下に及びその製剤」を加え、「殺虫剤及び」を「殺虫剤並びに」に改め、「試験的製造の下に」並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造」を加え、同項第三号中「稀で、」を「まれであるか、又は」に、「ワクチン及び血清」を「生物学的製剤」に改める。

第二十四條第一項第二号及び第三号中「及び抗菌性物質」を「並びに抗菌性物質及びその製剤」に改め、同項第六号中「試験的製造の下に」並びに医薬品等の試験及び

検査に必要な標準品の製造」を加え、同条第四項中「支所」の下に「及び薬用植物栽培試験場」を加える。
第二十八条を削り、第二十七条の二を第二十八条とする。

(国家行政組織法の一部改正)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一公衆衛生局一環
境衛生部一」を「公衆衛生局一環
境衛生部」に改める。
「環境衛生部」に改める。

附則
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

○小林国務大臣 ただいま議題となり
した厚生省設置法等の一部を改正する
法律案につきまして、その提案の理由
を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生省の付属機関で
あります。未帰還調査部を縮小いたし
まして、これを本省の内部部に編入
いたしますとともに、引揚援護局に現
在置かれています次長二人のうち一人
を減じ、この減じた次長一人を保健
局に置くこととし、あわせて、本省の
付属機関であります国立予防衛生研究
所及び国立衛生試験所の所管事務につ
いて、所要の調整を行いますことをそ
の内容としたものであります。

まず第一の改正点であります未帰還
調査部について申し上げますと、御承
知のように、引揚援護業務の推移に伴
いまして、引揚援護局関係の職員は、
昭和三十一年度におきましても、引き
続き縮減されることとなっております
が、反面、現在なお調査究明を要する

未帰還者は六万数千名に上っております実
情でありますので、未帰還調査部は、
今後なお相当長期間にわたります、
複雑かつ多量の業務を継続して処理し
なければならぬものと考えられます。
す。従いまして、次第に縮減される人
員をもつて、これらの業務のより能率
的、効果的な処理、運営をいたしますた
めには、本省の付属機関から内部部局
たる引揚援護局未帰還調査部に改組い
たしますことが適当でありますので、
これを行わんとするものであります。
改正の第二点は、保険局に新たに次
長を設けようとするものであります。
御承知の通り、保険局は一面において
中央行政機関として、健康保険、国民
健康保険、厚生年金保険その他各種社
会保険の諸制度について企画し、その
総合的整備をはかることをその所管事
務といたしておりますが、他面政府管
掌の健康保険、日雇労働者健康保険、船
員保険及び厚生年金保険の各事業につ
いて保健者として実際の業務を処理す
る任務をになつておるのであります。
しこうして、近時、医療保障を中心と
する社会保険の充実強化を要する声
が特に高く、政府におきましても、昭
和三十一年を目途といたしまして、全
国民に医療保険を普及させる決意を固
めておりますので、社会保険の整備に
つきましては、この局を中心として格
段の積極的施策を講ずることが要求さ
れておるのであります。しかるに他方
この局においてその業務の運営に当つ
ております健康保険及び船員保険の
事業は、累増する赤字のためはなだ
しい財政難に襲われておりまして、一
たび運営を誤りますときは、医療保険
の一大支柱をなしておりますこれらの

の制度そのものを破綻させる危険さえ
もはらんでいるのであります。かかる
条件のもとにおきまして、内、その管
掌する社会保険諸事業の運営に万全を
期しつつ、外、国民皆保険を目ざして
医療保険の一大飛躍をはかりました
めには、さしあたりの対策として局長
を助けつつこの困難なる業務の一半を
分担処理する次長の設置を不可欠とす
る次第でございます。しこうして、こ
れに伴い新たに次長一人を増員いたし
ますことが諸般の情勢上許されません
ので、比較的の事務量の減少して参り
ました引揚援護局次長二人のうち一人
を減じ、これを保険局に新たに設けら
れます次長に充当しようとするもの
でございます。

改正の第三点は、国立予防衛生研究所
と国立衛生試験所についてございま
すがこれらの付属機関におきまして、
医薬品等の検査、検定に不可欠な標準
品を製造することができぬ根拠規定を
明確にしようとするものでございます。
以上が、この法律案を提出いたしま
した理由でございます。何とぞ慎重に
御審議の上、すみやかに御可決あらん
ことをお願いする次第でございます。

○受田委員 厚生大臣に今御説明いた
だいた改正案に対する資料要求をいた
しておきたいと思ひます。未帰還調査
部を今度東京の本省へ移される案が第
一に出ておるのでありますが、それに
対して、未帰還調査部が千葉の稲毛で、
過去において、いまだ帰らざる人々の
調査究明に尽力した実績、その案件、
件数というふうなものを御示しいただ
いて、どのように活躍してきたか、こ
れを今度本省へ入れることによつて、
政府が直接東京で今後事件を処理され

るわけでありますが、その際の重要な
参考資料としたいので、未帰還調査部
の取り扱つておる件数、案件、及び未帰
還調査部に勤務しておる職員は漸減し
てきたわけでありますが、漸減をして
いく資料として、そうした取扱ひの内
容を御示しいただきたい。しかる後、
次会から質問を申し上げたいと思ひま
すので、特に未帰還調査部の過去に
おける業績——いよいよ稲毛から引き
揚げるということになれば、戦後の長
い歴史を作つてくれた未帰還調査部に
対する敬意も払わねばいけませんの
で、その実態を御報告いただきたいと
思ひます。

○山本委員長 本案に対する質疑は後
日に譲ります。

○山本委員長 次に法務省設置法の一
部を改正する法律案を議題とし、質疑
に入ります。受田君。

○受田委員 法務大臣に、本改正案に
対する質疑を要点をかいつまんでいた
したいと思ひます。ここに掲げられま
した改正案の骨子は、結局少年院の新
設と若干の少年院の分院及び少年鑑別
所の分所を本院または本所に昇格させ
るという問題だと思ひます。この少
年院の新設につきまして、特に広島矯
政管区の少年院に送られる少年が非常
に増加しておるというその実態は、ど
ういう理由に基づくかを御示し願ひたい
のであります。

○牧野国務大臣 政府委員より詳細に
お答えをいたします。

○渡部(善)政府委員 お答え申し上げ
ます。少年の犯罪は戦後上昇の道を
たどりまして、二十五年、六年が頂点
をなしておつたのでございます。その

後や下降の道をたどつて参りまし
て、一昨年ごろから大体横ばいの状況
を呈しておるのでございます。しかし
ながらその内容を検討してみますと、
凶悪な犯罪がだんだんと上つて参つて
おる傾向にあるのでございます。一例
を申し上げますと、凶悪犯として殺人
の罪でございますが、これが終戦の年
には百四十九件でありましたものが、
昭和二十六年には四百九十六件とな
つておるのでございます。それが二十
七年には三百九十三件となり、二十八
年には三百八十三件、二十九年にはさ
らに四百十一件と上つてきておるので
ございます。強盗の罪をとつてみますと、
昭和二十年には四百五十五件であつた
のでございますが、昭和二十五年には
二千八百三十件となつておるのでござ
います。その後これは下降の道をた
どつたのでございますが、昭和二十八
年にはこれが千五百八十二件と下つた
のが、さらに二十九年には千八百三十
件とまた上つて参つてきておるのでござ
います。強姦の罪をとつてみますと、
二十年が二百八十八件であつたのでござ
います。昭和二十六年には千五百三
十件になり、さらに二十九年には千九
百七十七件と上つて参つております。
その他粗暴犯をとつてみますと、昭和
二十年には千七百四十六件でありまし
たものが、二十六年には一万五千八百
七十五件と上りまして、二十九年には
やはり一万五千九百二十九件というふ
うに上つて参つておるのでございま
す。かような状況でございますが、質
的に少年の犯罪は悪化して参つたとい
うことが言えらるゝと存するのでありま
す。これは全体的な傾向でございますし
て、広島矯正管区におきましても、

やはり同様の傾向をたどつておるのでございますが、ちよつと広島管内だけの分の統計は手にしておりませんので、詳細に申し上げるわけには参りませんが、大体同一の傾向をたどつておるといふふうに考へておるのでございます。広島の状態を見ますと、広島管内には、広島、岡山、山口、島根、鳥取の各県が矯正管内の管轄区域に相なっております。岡山はこの五県の中で大体二七％くらいのところを占めておるのでございます。さうな関係から、岡山は少年犯罪につきましては相当重要な県であるのでありますが、今まで少年院の設置を見なかつたのでございます。今度岡山の方に設けたいという考へを持っておるのでございます。これは広島管内におきます少年院の収容状況からいたしまして、中等少年院の収容力が特に少なくなつて参つております。そのために、この状況を補うために、岡山に中等の少年院を設けまして、その不足を補つていくという趣旨にはかならない次第でございます。

○受田委員 岡山はすいぶん少年犯罪が多くて、少年の諸君さえも人心すでに荒れ果てておるといふ実情にある、非常にやっかいな県であるということ、岡山県人は嘆かれることであろうと思ふのであります。しかし、実際がさういふ数字が出てくることになれば、かつての法務大臣の犬養さんの出身地としては、やむを得ないことだと思ふのであります。すでにこの岡山少年院の新設につきましては、法務省から出した資料にも、地元県民の強い要望がある。第十四国会でこちらの法

務委員会でも強い要望があつたのだ、こういうことであります。これは地元民がそういう強い要望をしておるといふ理由は、そういう犯罪が特に少年に多いという立場からですか、あるいはほかに何か考へるところがあつたのでございましょうか。

○渡部(善)政府委員 答へ申し上げます。それはただいま申し上げましたように、岡山におきます犯罪状況、ことに少年犯罪の現状からいたしまして、やはりその地方における少年犯罪の処置上必要だといふところから、その要望が特に強かつたのではなからうか、かように考へております。

○受田委員 この少年院の収容状況を拜見しますと、昭和二十四年から急激に二十五年にかけてふえておる。そうして二十六年からずっと全国を通じて一万人台に安定しておるわけでありまして、二十四年末から二十五年末あるいは二十六年への急激な上り方は、どういふところに理由があつたのでしょうか。

○渡部(善)政府委員 お答へ申し上げます。二十四年から二十五、二十六年と急激に上つて参りましたのは、実は昭和二十四年に少年法の改正が行われたのでございます。そのために、従来は十八才までは少年法の境界となつておつたのでございますが、少年法の改正によりまして、二十才まで少年の年齢が引き上げられたのでございます。さういふ関係から、十八才を越します十九才、二十才までの、最も間違ひをしやすいい年齢が、少年法の適用を受けることに相なりまして、急激にその収容数が増大して参つたやうな状況に相なつておる次第でございます。

○受田委員 少年の犯罪といふことは、これは教育にも関係があることでありまして、いたずらに少年の監獄のやうな少年院へ入れて――一方では矯正も考へておるわけでありましようけれども、少くとも少年に一つの希望を失わしめるやうなところへ入る以上は、それに対する良心をよみがえらせるというやり方が、何かの方法で強くとられなければならぬと思ひますが、これに対して厚生省、文部省等とも関連して、いかなる措置をとつておられるか、御答弁願ひたいのであります。

○渡部(善)政府委員 お答へ申し上げます。即せのごとく、少年院に収容いたします限り、これらの少年たちに力強い矯正教育を施して参らなければならぬわけでございます。実は少年院に収容いたします少年たちの性格を分類いたして、いろいろその対策を考へておるのでございますが、これらの少年たちの性質を考へて参りますと、大体の大半は、そのことを申し上げまして、正常な精神状態にある者が約三分の一でございます。それから準正常の域にある者が三分の一、それから精神に障害があるものと認められる者が残りの三分の一、大体三分の一ずつくらい割合に相なつておるのでございます。従ひまして少年院の処遇からいたしますと、これら精神的に欠陥のある者の処遇が、一番われわれとして注意をし、また処遇の適正を期しておるわけでございます。この問題につきましても、心理学的にあるいは精神医学的にあらゆる面からこの少年たちを検討いたしまして、その少年たちの取扱ひに十二分に適正を期しておるわけでございますが、われわれといたしましては、

性格的にいろいろと取扱ひのしにくい少年たちではございますが、これらを職業を通じて少年たちの今後の道を見出し、いこうといふところをまず主眼点に置きまして、職業指導を主眼として更生の道を現在考へておる次第でございます。なおこの処遇の問題につきましても、ただいま引き続き研究検討をいたしておるのでございまして、最近も専門家の協力を得まして、特殊な少年たちの心理的な研究調査といふことに目下従事いたしております。この三月末日ごろにはその結果も大体得られるのではなからうか。これに基づきましてさらに処遇上に大きな参考資料を得たいといふことを考へておるわけでございます。

○受田委員 正常な判断の下される者が三分の一、これに準ずる者三分の一残りは障害のある者だといふ大体の大きな分け方を示していただいたのですが、その中で特に狂暴性の、将来犯罪を犯すおそれのあるやうな者といふのは、社会の公序良俗にひびを入らせるものであるという立場においていかなる措置をとつておられますか。

○渡部(善)政府委員 少年院には種類が四つございまして、初等少年院は年令の非常に低い子供でございます。それから中等少年院、医療少年院、特別少年院という四つの種類に分けております。ただいまのお話のございました性格的に非常に変質いたしました少年たち、あるいは精神薄弱少年といふやうなものは、医学的にこれを処置していく必要もあつたので、さういふものは医療少年院に収容いたしております。医療的な観点から処置をとる必要はないけれども、どうも処遇上困ると

いう少年たちは、特別少年院という施設に収容いたしまして、これらの少年たちの処遇をいたしております。この特別少年院は、施設の状態も特に逃走等を防止するように外へい等も厳重なものになっております。たとえて申し上げますと、こちらの方にございまして小田原少年院は特別少年院でございますが、元少年刑務所の施設を転用いたしたものでございます。外にはコンクリートの外へいが築かれておりまして、これらの逃走を防止するとともに、中で居つくように、少年たちの落ちつくやうにいろいろと配慮いたして処遇をいたしておるのでございます。何と申しましたも、少年たちが落ちつかなければ矯正目的が達せられせんので、教官の個人的な人格の力の訓育も施しまして、少年たちの矯正教育を実施いたしておるわけでございます。

○受田委員 人生において犯罪の容疑者としてとられの身となつたり、社会の大きな疑惑を受けたりする者は不幸な者はないと思ふのであります。その人々に将来の更生の道を見出してやり、この人生を自後には非常に幸福に育ててやるというやうな考へ方で法務省が努力して下さつておると私は思ひます。しかし今ここで私と申し上げたのであります。一般の刑事上の用語として使われている言葉の中に、現に監獄法という法律があるわけでありまして。監禁される獄舎とか、容疑者として捕えらるる逮捕とか、かかるのははた人権無視の言葉が残されていることに對してはいかがお考へか、教育界出身の法務政務次官として御答弁願ひたい。

○松原政府委員 お答へ申し上げます。いう少年たちは、特別少年院という施設に収容いたしまして、これらの少年たちの処遇をいたしております。この特別少年院は、施設の状態も特に逃走等を防止するように外へい等も厳重なものになっております。たとえて申し上げますと、こちらの方にございまして小田原少年院は特別少年院でございますが、元少年刑務所の施設を転用いたしたものでございます。外にはコンクリートの外へいが築かれておりまして、これらの逃走を防止するとともに、中で居つくように、少年たちの落ちつくやうにいろいろと配慮いたして処遇をいたしておるのでございます。何と申しましたも、少年たちが落ちつかなければ矯正目的が達せられせんので、教官の個人的な人格の力の訓育も施しまして、少年たちの矯正教育を実施いたしておるわけでございます。

○受田委員 人生において犯罪の容疑者としてとられの身となつたり、社会の大きな疑惑を受けたりする者は不幸な者はないと思ふのであります。その人々に将来の更生の道を見出してやり、この人生を自後には非常に幸福に育ててやるというやうな考へ方で法務省が努力して下さつておると私は思ひます。しかし今ここで私と申し上げたのであります。一般の刑事上の用語として使われている言葉の中に、現に監獄法という法律があるわけでありまして。監禁される獄舎とか、容疑者として捕えらるる逮捕とか、かかるのははた人権無視の言葉が残されていることに對してはいかがお考へか、教育界出身の法務政務次官として御答弁願ひたい。

す。監獄法はまことに不快千萬な言葉でありまして、ただいまはこの立て直しの立案中でございます。また監獄というものはございませぬ。刑務所と申しておりますが、その刑務所も、今の矯正が主でございまして懲罰ではございませぬ。応報主義はとっておりませんで、極力矯正して指導をするという立場をとっております。ことに牧野法務大臣は、刑罰の厚さをよく少くして、刑罰以前における指導、刑罰以後における補導に特に力を入れようと、今監獄法の立て直しの上からもさうな方針でやっております。な次第であります。逮捕という言葉の意義は私もよくわかりませんが、なるべくさういふ言葉を避けたらいいと思ひます。

○松原政府委員 監獄法は明治四十年ごろにできましたが、これは御説の通り、今日監獄なんという言葉のあるわけはありませぬ。現にありはしません。法律の名称だけでありまして、その内容におきまして、参議院でも先般来いろいろ御注意もございました。新しく作りつたところの拘留所のこと、きも、ただいまではオーソンでございます。外壁はございませぬ。オーソンの拘留所を作ろうとしておるくらいでございます。刑務所も矯正所なのでございませぬ。さうな意味におきまして、今御注意の点は重々私どもも同感でございますので、今後一そう研究させていただきますと思ひます。

○松原政府委員 御同感でございます。少年院なども今五十五ございまして、一万人ばかりを収容しておりますが、少年院は予防なんです。そこで予防するのであつて、もう一つ上に少年刑務所がございませぬ。少年刑務所にはやらぬように、努めて行政措置で、しかも指導教育するという立場の場所を広く作っていく。しかるに私は最近小田原を見たのでありますが、指導所であるにもかかわらず、本などが非常に少い。これは皆さんの御同情を得て、もっと教育の場所であるようにいたしたい。少年院という、すぐに刑務所のように世間では見るのであります。少年刑務所と少年院とは全然違います。少年院は学校であるということ、をぜひ御了解願つておきたい。

○松原政府委員 全くあなたと同じに私も考えておりまして、学校が悪いからのみ少年院がふえるなどということは思ひはしません。戦後におけるすべての社会情勢が、非常に複雑な変化を見せまして、第一するところを知らぬ。従つてどういふものが発生しておるのであります。これをばどうして矯正するかは、私は政治、教育、宗教一切をあげての総合的な努力がなければならぬと思ひます。従つて少年院の受け持つ部分につきましては、異常な、普通の学校に行かれないような者をば引き受けておきたいので、この設備におきましては、御承知のような教育をやっておりますので、中学校は中学校の卒業証書をやりたいのでございませぬ。高等学校は高等学校の卒業証書をやりたいのでございませぬ。やられたのはそれが世間で通用しないのであります。少年院の卒業証書では採用してくれない。そこで中学校や小学校等と連絡しまして、そうしてその付近の中学校、小学校に通つたことにしてもらつて、先生に来てもらつて、卒業証書

○松原政府委員 監獄法は明治四十年ごろにできましたが、これは御説の通り、今日監獄なんという言葉のあるわけはありませぬ。現にありはしません。法律の名称だけでありまして、その内容におきまして、参議院でも先般来いろいろ御注意もございました。新しく作りつたところの拘留所のこと、きも、ただいまではオーソンでございます。外壁はございませぬ。オーソンの拘留所を作ろうとしておるくらいでございます。刑務所も矯正所なのでございませぬ。さうな意味におきまして、今御注意の点は重々私どもも同感でございますので、今後一そう研究させていただきますと思ひます。

○松原政府委員 御同感でございます。少年院なども今五十五ございまして、一万人ばかりを収容しておりますが、少年院は予防なんです。そこで予防するのであつて、もう一つ上に少年刑務所がございませぬ。少年刑務所にはやらぬように、努めて行政措置で、しかも指導教育するという立場の場所を広く作っていく。しかるに私は最近小田原を見たのでありますが、指導所であるにもかかわらず、本などが非常に少い。これは皆さんの御同情を得て、もっと教育の場所であるようにいたしたい。少年院という、すぐに刑務所のように世間では見るのであります。少年刑務所と少年院とは全然違います。少年院は学校であるということ、をぜひ御了解願つておきたい。

○松原政府委員 全くあなたと同じに私も考えておりまして、学校が悪いからのみ少年院がふえるなどということは思ひはしません。戦後におけるすべての社会情勢が、非常に複雑な変化を見せまして、第一するところを知らぬ。従つてどういふものが発生しておるのであります。これをばどうして矯正するかは、私は政治、教育、宗教一切をあげての総合的な努力がなければならぬと思ひます。従つて少年院の受け持つ部分につきましては、異常な、普通の学校に行かれないような者をば引き受けておきたいので、この設備におきましては、御承知のような教育をやっておりますので、中学校は中学校の卒業証書をやりたいのでございませぬ。高等学校は高等学校の卒業証書をやりたいのでございませぬ。やられたのはそれが世間で通用しないのであります。少年院の卒業証書では採用してくれない。そこで中学校や小学校等と連絡しまして、そうしてその付近の中学校、小学校に通つたことにしてもらつて、先生に来てもらつて、卒業証書

○松原政府委員 全くあなたと同じに私も考えておりまして、学校が悪いからのみ少年院がふえるなどということは思ひはしません。戦後におけるすべての社会情勢が、非常に複雑な変化を見せまして、第一するところを知らぬ。従つてどういふものが発生しておるのであります。これをばどうして矯正するかは、私は政治、教育、宗教一切をあげての総合的な努力がなければならぬと思ひます。従つて少年院の受け持つ部分につきましては、異常な、普通の学校に行かれないような者をば引き受けておきたいので、この設備におきましては、御承知のような教育をやっておりますので、中学校は中学校の卒業証書をやりたいのでございませぬ。高等学校は高等学校の卒業証書をやりたいのでございませぬ。やられたのはそれが世間で通用しないのであります。少年院の卒業証書では採用してくれない。そこで中学校や小学校等と連絡しまして、そうしてその付近の中学校、小学校に通つたことにしてもらつて、先生に来てもらつて、卒業証書

○松原政府委員 全くあなたと同じに私も考えておりまして、学校が悪いからのみ少年院がふえるなどということは思ひはしません。戦後におけるすべての社会情勢が、非常に複雑な変化を見せまして、第一するところを知らぬ。従つてどういふものが発生しておるのであります。これをばどうして矯正するかは、私は政治、教育、宗教一切をあげての総合的な努力がなければならぬと思ひます。従つて少年院の受け持つ部分につきましては、異常な、普通の学校に行かれないような者をば引き受けておきたいので、この設備におきましては、御承知のような教育をやっておりますので、中学校は中学校の卒業証書をやりたいのでございませぬ。高等学校は高等学校の卒業証書をやりたいのでございませぬ。やられたのはそれが世間で通用しないのであります。少年院の卒業証書では採用してくれない。そこで中学校や小学校等と連絡しまして、そうしてその付近の中学校、小学校に通つたことにしてもらつて、先生に来てもらつて、卒業証書

はその小学校、中学校から出すように今苦勞いたしております。現に成功しつつある。そうして世間に出たときには、彼は少年院出身ではないように、今非常な苦勞を払っております。

なお小田原の少年院などは特別むずかしい少年院であります。ぜひ皆さんにもごらん願いたいのであります。が、作業については非常に熱心に興味を持ってやっております。りっぱなものがたくさんできておる。注文に応じられないほどの家具ができておる。りっぱに更生しつつあるように思う。野球などは特に上手で付近の学校と試合を喜んでやっております。私どもは努めて世間の少年と違わないように努力いたしまして、法務省関係のものは暗いと言われないようにいたしておるのでございます。どうぞ皆さん方におきまして御同僚下さいます。折々ごらんの上で激励していただきます。彼らも喜ぶと思っております。近いところでございますので、お泊りがかりに一番むずかしい小田原の少年院をどうぞごらん願いたいと思っております。

○受田委員 非常にあなたがお気持ちを法務政務次官はお持ちで、私も共鳴いたします。あなたのそういう御信念には共鳴いたしますが、しかし問題が残されるのは、この少年院という特殊の少年の機関をこうして作っておくことによって、社会的には大人で言う刑務所へ子供が入っておるのだという批判を受けておる、その子供にせめてその汚名をすすいでやるように、一時的なでき心で不用意なことをしたが、しかし更生をした結果はこのようなりっぱな人になったという道を開いてやらなければならぬ。そこでその少年の今

後の予防と同時に、出て後のそうしたあたにかい心で迎えてやるという施設、あるいはいろいろな措置等についてはどう考えておられますか。

○渡部(書)政府委員 お答え申し上げます。ただいま政務次官からお答えのありました通り、少年院におきましてはあらゆる面から少年たちの教育の面を配慮いたしております。私一昨日であります。が、印刷少年院、これはやはり小田原と同様に特別少年院でありまして。この少年院に参ったのでございすが、あそこでは短波の無線の局の許可を受けてまして、現在その技術の修得をいたしております。この印刷に上りまして少年たちをもちよつと申します。少年でございまして、この少年院へ入りますときには、おれはもう男の意地でどうしても逃げてやるんだといううなことを考えて入ってきたのでございします。そしてこの少年が、一度は逃走も企てたのでございしますが、少年院の先生たちのいろいろな話を聞きますと、その気がだんだんはぐれて参りました。そして電信の技術を修得してもらったところが、これが非常に本人の興味を呼びまして、在所中に電信技師の四級の試験を受けてしめて合格いたしました。その後本人の行状が非常に立って参りまして、今後無線技師として立つべく希望を持っております。ところがこれを受け入れました両親、これは千葉県下の農家の非常に貧しいところでございますが、両親が、そんなことでお前なかなか一生やっていけるものじゃないというところ、少年の希望を入れてくれなかったもので

ございます。そこでそれならば東京にいらっしゃるお父さんのところに行つて相談してくるというので、両親の承諾を受けて東京のお父さんのところに参つたのでございすが、ここでもお父さんが、そんなものでやれるものじゃないということと反対したものであります。そこで少年は非常に親族の反対を受けて困つたのでございすが、自分としてはどうしてこの技術で立っていきたいというところから、両親、お父さんを説き伏せまして、お前が自分でやれる自信があるならば一つやってみろということから、それじゃやりますというので、自分が下宿いたしました。職業安定所に通信の勉強をいたしまして、せんだつて三級の試験に合格いたしました。こういうふうなところから、今後さらに上級の試験を受けて必ず私はりっぱな一人前の者になります、ということとを少年院の先生の方に切々とした手紙をよこしておつたのでございします。これら少年たちのやつたことをいろいろ考えてみますと、とんでもない少年たちだといふふうに考えますが、その教育よろしきを得てかほどにまで更生していく姿を見ますと、少年たちは導きよるによりましてはほんとうにりっぱなものに立ち返っていくという自信を、少年院の教官たちは深めながら、目下努力をいたしておるような次第でございます。この少年たちの今後の関係につきまして、非常に困難な問題が山積いたします。少年院に入つておられますとレッテルが張られたようなことになりまして、社会がなかなか受け入れてくれません。そこで現在法務省で考えておりますのは、これらの少年

たちが少年院を出ましてからは、民間の非常な理解のある方々をお願いいたしまして、これは保護司の方でございすが、こういう方々の献身的な御努力を受けて、少年たちが社会に帰つてからの側面的な指導をお願いいたしておるのでございします。これらの先生方の御協力によりまして、少年たちが社会からのいろいろな困難を克服しながら、目下更生の道をたどつておる現状でございます。

○受田委員 切実なる例をお引きになられて御苦心のほどを開陳せられまして、私もその点には御共鳴申し上げます。同時に、この少年が、将来ある日本国民である、次代を背負う日本国民であるという意味において、社会へ出てからもつまはじきされないようにという心づかいから、保護司等の協力をはかっておられることについて、うなすられるのであります。こういう少年たちの就職ということになりますと、またより一そう困難な問題があると思ふ。ろくな仕事がない、そこでまた罪を犯すというふうなことになると思ひますが、そうした職業指導についてはいかなる配慮をされておるのでございしましょうか。

○渡部(書)政府委員 お答え申し上げます。職業の指導については、少年院の矯正教育は、学科もいたしておりますが、お説のごとく職業指導が中心でなければならぬと私は考えております。ことに少年院に参ります子供たちは、どうも知能の程度も低い者が多く、いわゆる算術とか何とかいうことがあまり好きでない者が多いのでございします。こういう者に幾ら詰め込みをやりまして、とりていその目的は達しま

せんので、大体読み書き算術、そろばんができる程度であればいいのじゃないか、それよりも、むしろたいていの仰せのごとく、職業教育を中心とした矯正教育でなくちゃならぬということを考えております。各少年院によりまして、それぞれ特色を持っておりますのでございすが、木工あるいはラジオ、自動車の修理それから洋裁、いろいろな各種目の職業を選択いたしまして、それぞれの専門家の先生をつけてまして指導いたしております。ただいま申し上げました印刷少年院では、竹工、洋裁、木工、それから今申し上げたラジオの技術、また孔版と申しましてガリ版の切り方、これもなかなか上達いたしました。りっぱなものを切るだけの能力を修得しておるのでございします。かようなあらゆる面から職業の指導を現在計画いたしております。幸い來年度におきましては、教育の面で、わずかながらでございますが、予算的に三百八十万円ばかりの増額を見えておりますので、これらをさらに有効適切に使つていきたい、かように存じておる次第でございます。

○受田委員 私当局の非常な誠意のあるところを一応承したわけでございします。しかし祖国から犯罪が絶えないことは、石川五右衛門の言葉を守つてもなく、これははつきりしておる。そこで最後に一言お尋ねして西村君に質問をしたいと思います。法務省は少年院のような特殊の役所に勤務する公務員に対して、よほどあたたかい心づかいをしてあげないと、精神的に受ける非常な苦痛というもの、精神を補つてやること、それができない。従つて、少年院の職員、特に直接矯正

せんので、大体読み書き算術、そろばんができる程度であればいいのじゃないか、それよりも、むしろたいていの仰せのごとく、職業教育を中心とした矯正教育でなくちゃならぬということを考えております。各少年院によりまして、それぞれ特色を持っておりますのでございすが、木工あるいはラジオ、自動車の修理それから洋裁、いろいろな各種目の職業を選択いたしまして、それぞれの専門家の先生をつけてまして指導いたしております。ただいま申し上げました印刷少年院では、竹工、洋裁、木工、それから今申し上げたラジオの技術、また孔版と申しましてガリ版の切り方、これもなかなか上達いたしました。りっぱなものを切るだけの能力を修得しておるのでございします。かようなあらゆる面から職業の指導を現在計画いたしております。幸い來年度におきましては、教育の面で、わずかながらでございますが、予算的に三百八十万円ばかりの増額を見えておりますので、これらをさらに有効適切に使つていきたい、かように存じておる次第でございます。

多いところは五号俸の差異がござい
す。だんだん上になりまして、矯正の
八級と申しますのが一般級の十一級と
同一でございますが、この辺になりま
すと大体同じことになります。しかし
下級職員の方になりますと三号俸ない
し五号俸の差異が認められておりま
す。なお超過勤務等につきましては、特
別に率がよく認められておるのでござ
いまして、その点われわれといたしま
しても、さらに少年院の職員たちの待
遇の向上をはかるべく、いろいろと努
力を払っておるのでございます。なお
少年院の職員の増員でございしますが、
これはなかなか普通の官吏と違いまし
て、四六時中の勤務なのでございま
す。夜寝てからも少年たちは十二分に
見てやっていかなければなりません。
たとえてみますと、少年院の寝ている
子供たちも、ふとんをけっております
ものはそれをかけてやるというところ

○西村(力)委員　ただいま私が質問したそうとしたことの一端について受田君からありましたので、その点は省きます。すなわち少年矯正の仕事に従事する人々に対する処遇の問題であります。その点はそれで省きますが、もう一点人の点について、この誤った、ことに精神が不安定なそういう人々を補導するそれらの人々は、自己の人格を全部さらけ出して体当りで指導していかねければならぬと思うのですが、そういう場合に、単なる司法職員というワケ内の立場をとっては、全然矯正できないだろうと思う。官吏というものは大過なからうとするのが当りまえでありまして、漸次自分の地位が上進するということを願うのは当然であります。そういう立場に立つてでは全然できない。それでそういう考え方に立たなくてもいいようにする

でございしますが、ただいまお話の、たとえば少年院からの少年の逃走の場合等を考えてみますと、これらの責任は私らとしたしましては、その原因がどこにあるかということをまず一番考えまして、その原因が職員の実めに帰すべからざる事由でございましたならば、これは懲戒処分はしないことにいたしましたのでございまして、ただその事故が教官等の過失に基く場合等に

ぺん見せてもらったことがございます
 が、やはり受ける感じは官吏なので
 す。それで今私が質問した真意をお考
 えになつて、次官の御見解をお聞きし
 たい。

それからもう一つは、やはりこういう犯罪を犯す少年は、精神的に異常とまでいかないにしても相当不安定なものが多いので、どうしても科学的な措置にも、と重点を置く必要がないか、医学あるいは心理学、そういう科学的措置というものの、ことに医学的な矯正というものにもっと、予算的にも力を入れるべきではないか、こういう見解を持つのです。一国のそういう仕事をやっていらっしゃる人は、学校教育に責めがあるようなことを絶対に考えてはいられないだろうと思うのですが、先ほどの御発言にはちらっとそういうことも見えました。そういうことではなく、やはりもっと科学的な考え方に立って、そこにもお金をつぎ込むべきであらうと思う。この二点について次

それから一つの信念を持つて当る上から言つて、少年の町の例を言つていただきましたが、日本でも宗教というものがもう少しこういうところに取り入れられますならばよいのではないかと私は愿のすけれども、御承知のように、宗教は取り入れられません。昔のような教政師はございません。ここにも一つの日本の少年もしくは不良な道を歩いてきた人々に与える影響力に欠けるところがあるのじゃないかと思ひます。もっと信念のある、絶対に対するところの信仰を持たせるような道がないことが一つの大きな欠点ではないかという感じを持っております。

もう一つ、今お尋ねのありました彼らに明るさを持たせる点で、食事でございますが、これが今一日六十五円、これで三食食わせて、おやつまでこの中で何とかはからっていくのであります。これを一円上げるのがなかなか骨なのです。なかなか一円上げてもらえないのであります。食事がもう少し豊かになりますと、ここで大きな指導が行われるのじゃないかということを見て、しみじみ思わされます。必ずしも量が少いとは思いませんが、子供たちは甘いものもほしいのであります。やはり世間並みの子供なのでございしますから、食事などについてももう少し思いやりのある準備を上げていただきたいという希望を持っております。どうぞ御同情願いしたいと思います。

○西村(力)委員 第一点の責任の負わせ方に対する特殊なしんしゃくというか、それを考えるべきだという質問に対しては、今後どのような工合になるのか伺いたい。

○松原政府委員 これは実は非常に苦しいところでございます。少年院のあるところはどうも逃亡があると言われるのですが、そのたびごとに山狩りが行われるといったことで、ずいぶん厄介なきらわれ者になっておりまして、先生方もそういうのが現われますと、身を切られるような思いをしますものですから、あなたのおっしゃるうちに、つい出さない、手かせ足かせではありませんけれども、監視の目を光らせるというようにになりますから、私が申し上げましたように、また渡部局長も常に言っておりますが、指導者の退失でないものを、ことさらにとがめはせぬ。常に明るく指導をし

て、まず逃亡などの起らないようにするがよいというところで、私数日前に小田原を見ましたのですが、逃亡は昨年、今年と一人もおりません。だんだん減って参っております。世相は悪くなっておるが、刑務所でも少年院でも、内容はだんだんよくなつてきていると思ふ。逃亡がない。以前はずっと二十五年、二十六年、二十七年と逃亡が多かったのが減つて参つてきているところを見ても、指導もずっと上手になつていけるし、世間も落ちついてきていると思ひます。退失もとがめるようなことはありません。

○山本委員長 これにて質疑は終了いたしました。

これより討論に入りますが、別に通告もありませんので、これを省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なければさよう決します。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○山本委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に関する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なければさよう決します。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十五分散会

〔参照〕
法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕